

## [事案 27-190] 据置保険金支払等請求

・平成 28 年 4 月 28 日 和解成立

### <事案の概要>

保険会社が、申立人が据置証書を紛失し再発行を求めたように装い据置証書を再発行されたこと等を理由に、再発行した据置証書に記載された金額の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

以下の理由により、平成 7 年 8 月に契約し、平成 17 年 8 月に満期保険金の据置を開始した一時扶養老保険について、平成 22 年 11 月に再発行した据置証書記載の通りの金額および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 保険会社が据置開始時に郵送物の到着確認を怠り、自分は据置証書を受け取れなかった。
- (2) 保険会社は、自分が据置証書を紛失し再発行を求めたように装い据置証書を再発行した。
- (3) 平成 27 年に担当者に聞いてはじめて、据置証書に記載の据置金額が据置証書の作成日ではなく据置開始時点の金額であることを知った。
- (4) 据置証書に作成日でなく据置開始時の金額が記載されているのは保険会社のミスである。
- (5) 何度も説明を求めたが、保険会社は大変不誠実な対応であった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人により、据置開始後に据置金が引き出されており、申出人が主張する金額の債務は存在しない。
- (2) 平成 22 年 11 月の据置証書再発行により記載金額を支払う旨の意思表示をしたものではなく、据置証書の発行により記載金額どおりの債務を発生させるものでもない。
- (3) 据置開始時に受取人住所へ据置証書を送付しており、再発行ではないことを認識しながら申立人に再発行手続きをとらせたという事実はない。また、その他当社が不誠実な対応を行ったという事実もなく、不法行為は存在しない

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社の対応に不適切な点があったかどうかなど据置開始後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、据置証書は有価証券ではなく、また、一般に据置開始日とその時点における据置金額を表示するものであり、また、保険会社が、申立人が据置証書を紛失し再発行を求めたように装い据置証書を再発行したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。